

○添付書類 (1-5)

(有機畜産物の認証生産行程管理者(外国含)の認証申請用)

〈認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に関する書類〉(添付書類 1)

- ① 認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所
- ② 認証を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に係る根拠書類
(グループで申請する場合及び外注管理のある場合、それらを構成する者の氏名又は名称及び住所並びにそれらの根拠書類)

〈格付を行おうとする農林物資の種類等〉(添付書類 2)

- ① 格付を行おうとする農林物資の種類
- ② 格付を行おうとする農林物資の品目

〈生産及び保管に係る施設に関する書類〉(添付書類 3)

1. 畜舎・家きん舎に係る施設

- ① 生産に係る施設(畜舎・家きん舎)の一覧及び図面(名称、所在地、面積・広さ、明るさ、構造、清掃等に関する事項含)
- ② 生産に係る施設の所在地、面積、構造等に関する根拠書類
- ③ 生産に係る施設の管理記録
- ④ 生産に係る施設の周辺図
- ⑤ 水系図あるいは用排水図
- ⑥ 航空防除の有無及び航空防除作業地図(農薬空中散布実施地域の場合)

2. 野外の飼育場に係る施設

- ① 生産に係る施設(野外の飼育場)の一覧及び図面(名称、所在地、面積・広さ、明るさ、構造、清掃等に関する事項含)
- ② 生産に係る施設の所在地、面積、構造等に関する根拠書類
- ③ 生産に係る施設の管理記録
- ④ 生産に係る施設の周辺図
- ⑤ 水系図あるいは用排水図
- ⑥ 航空防除の有無及び航空防除作業地図(農薬空中散布実施地域の場合)

3. と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る施設

- ① と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る施設一覧及び図面(名称、所在地、面積・広さ、明るさ、構造、清掃等に関する事項含)
- ② 畜産物のと殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る施設の

所在地、面積、構造等に関する根拠書類

- ③ と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程図
- ④ 検査結果の評価及び格付の表示の管理のための施設図面
- ⑤ と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る施設の周辺図
- ⑥ 給水設備に係る書類及び水質検査結果記録
- ⑦ 衛生管理に係る設備の書類

4. 有機畜産物の生産に使用する飼料(調製又は選別の工程のみを経たものに限る。)を自ら生産する場合

- ① 生産に係る施設（飼料を栽培するほ場等）及び保管に係る施設（飼料の受入れ、収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る施設）の一覧及び図面（名称、所在地、面積・広さ、明るさ、構造、清掃等に関する事項含）
- ② 生産及び保管に係る施設の所在地、面積、構造等に関する根拠書類
- ③ 認証に係わるほ場等の栽培管理記録
- ④ 生産及び保管に係る施設の周辺図
- ⑤ 水系図あるいは用排水図
- ⑥ 航空防除の有無及び航空防除用作業地図（農薬空中散布実施地域の場合）

5. 有機畜産物の生産に使用する飼料(調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。)を自ら生産する場合

- ① 生産に係る施設及び保管に係る施設（飼料の受入れ、製造、加工、包装、保管その他の工程に係る施設）の一覧及び図面（名称、所在地、面積・広さ、明るさ、構造、清掃等に関する事項含）
- ② 生産及び保管に係る施設の所在地、面積、構造等に関する根拠書類
- ③ 認証に係わるほ場等の栽培管理記録
- ④ 生産及び保管に係る施設の周辺図
- ⑤ 水系図あるいは用排水図
- ⑥ 航空防除の有無及び航空防除用作業地図（農薬空中散布実施地域の場合）

〈認証の技術的基準及び組織の要領に関する書類〉（添付書類 4）

1. 組織の機構・運営等に関する要領(規程・手順書・組織図・名簿等)

- ① 組織を代表する者の職務に関する事項
- ② 組織の運営全体に関する事項
- ③ 生産行程管理及び格付の組織の運営に関する事項
- ④ 生産行程管理及び格付を担当する者の任命・職務に関する事項

2. 生産行程管理及び格付についての規程及び手順書等

① 次に掲げる生産行程管理責任者の職務に関する規程

- (1) 生産行程の管理（外注管理含む。）又は把握に関する計画の立案及び推進（年間生産計画含）
- (2) 外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進（生産行程の管理において外注管理を行う場合）（生産行程管理外注契約書（外注する場合）含）
- (3) 生産行程に生じた異常等の処置又は指導及びその防止策

② 次に掲げる次項を含む生産行程管理の実施方法に関する規程及び手順書等

<I> 飼料の生産・製造等に関する規程及び手順書等

- (1) 飼料の入手又は生産に関する事項
- (2) 飼料の受入れ及び保管並びに有機格付された原材料の格付の表示の確認に関する事項
- (3) 飼料の原材料の配合割合に関する事項
- (4) 外国（日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 37 条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（同等国格付飼料を給与する場合に限る。）
- (5) 飼料の製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理に関する事項
- (6) 飼料の給与に関する事項

<II> 家きん・家畜の入手・飼養等に関する規程及び手順書等

- (1) 畜舎又は家きん舎及び野外の飼育場の管理に関する事項
- (2) 飼養の対象とする家畜又は家きんの入手に関する事項
- (3) 飼養の対象とする家畜又は家きんの個体又は群ごとの識別（牛又は馬を飼養する場合にあっては、個体ごとの識別に限る。）に関する事項
- (4) 家畜又は家きんの健康管理に関する事項
- (5) 野外の飼育場への放牧に関する事項
- (6) 家畜又は家きんに対する安全、健康、識別又は去勢のための外科的処置に関する事項
- (7) 人工照明による日長の延長に関する事項（採卵鶏を飼養する場合に限る。）
- (8) 繁殖方法に関する事項
- (9) 家畜又は家きんの排せつ物の管理に関する事項
- (10) 家畜又は家きんの輸送に関する事項
- (11) 搾乳に関する事項（乳を生産することを目的として乳牛又は山羊を

飼養する場合に限る。)

<III> と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の行程に関する規程及び手順書等

(1) と殺、解体、受入れ、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理に関する事項

<IV> 上記<I><II><III>に共通する規程及び手順書等

(1) 資材（別表、その他工程に関わる資材）の入手に関する事項

(2) 生産行程に使用する機械及び器具に関する事項

(3) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項（格付・出荷の日より 5 年保存、かつ、JAS 法施行規則第四十八条 1 項第 1 号ニ(11)の規定に整合すること）

(4) 苦情処理に関する事項

(5) 年間の生産計画の策定及び当該計画の ASAC への通知に関する事項

(6) 生産行程管理（品質管理）の実施状況についての ASAC による確認業務等の適切な実施に関し必要な事項

(7) 内部規程に基づく適切な品質管理の実施に関して必要な事項

(8) 内部規程の適切で定期的な見直しと従業員等への周知に関する事項

③ 次に掲げる次項を含む格付に関する規程及び手順書等

(1) 検査方法に基づく生産行程についての検査に関する事項

(2) 格付の表示、有機又はオーガニックの名称表示並びに認証機関名・認証番号の取り扱いに関する事項（製品の包装デザイン・表示（格付・有機又はオーガニックの名称・認証機関名・認証番号）の見本（飲食料品となる畜産物にあっては加工食品の品質表示基準等に基づく表示見本含）

(3) 格付後の荷口の出荷または処分に関する事項

(4) 出荷後に有機加工食品又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

(5) 格付に係る記録の作成・根拠書類の入手及び保存に関する事項（格付・出荷の日より 5 年保存、かつ、JAS 法施行規則第四十八条第 1 項第 1 号ニ(11)の規定に整合すること）

(6) 格付の実施状況についての ASAC による確認業務等の適切な実施に関し必要な事項

(7) 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められるために必要な事項

3. 認証の技術的基準三・五の要件を確認出来る根拠書類(生産行程管理(品質管理)及び格付の責任者・担当者の名簿、講習会修了書、履歴書及び履歴に係る根拠書類等)

〈その他参考となる書類〉(添付書類 5)

- ① 社歴と経営方針と事業内容に関する書類
- ② 飼料・飼料の原材料・家畜・家きん等の仕入先、製品の販売先のリスト
- ③ と畜場法・食品衛生法及びその他の畜産関連法規並びにその施行条例に基づく許可書類等
等

〈JAS 法施行規則第四十八条及び本会認証業務規程に基づく書類〉(添付書類 6)

- ① 本会認証業務規程第 23 条に基づく認証契約書
- ② 本会認証業務規程第 24 条に基づく質問状に対する回答